

この病院に入院するには、申込後どれ程待たされるか？

3、性病豫防のため合理的な方法が行はれてゐるか？

性病豫防施設があるか？ それは一般の人々も利用することが出来るか？

4、トラホーム豫防の方法が徹底的に行はれてゐるか？

5、癩病に對する地區の住民の考へ方はどうか？ 患者は癩療養所へ收容されてゐるか？

又これ等の問題は患者の家族に多大の經濟的負擔を與へるものであり、この點に關しても社會事業施設其他との聯絡が充分とれてゐるかに留意する必要がある。

ホ、精神衛生に關する事項

精神衛生の問題は以上に劣らず重要な問題であつて、一般の疾病と同様に、發狂にまで立ち至らぬ内に、早期診斷と早期處置によつて防止しなければならぬのであるが、この様な施設は我國では未だ立遅れの状態で、精神病院の増設と共に考へなければならぬことである。

1、地區内の健康相談所で精神衛生の相談を行つてゐるか？

2、小學校では、精神の發育の遅い兒童を發見した場合、如何に處置してゐるか？

3、地區内又はその附近に精神病院があるか？ 收容人員は何名か？ それはこの地區の必要を充すに充分であるか？

4、恢復期の患者のための休養施設があるか？

世帯主が發病したため、長期にわたつて収入の途が絶え、生活困難になる家庭が相當多くある。保健婦は、方面委員と協力して、そうした家庭の保護にも當らねばならぬ。

精神病者と並んで問題となるのは精神薄弱者であるが、これに就ては、こうした兒童を收容し治療的教育を授け、これ

と併行して、その兒童に可能な範圍で作業に従事させ、それによつて多少とも生計の維持を圖らしめようとする方法が行はれてゐるが、極めて微々たるものである。

ヘ、環境衛生に關する事項

疾病を豫防し、健康を確保するためには、環境衛生が取上げられなければならない。

1、この地區の住民は、飲料水として、水道を、井戸水を、或は河水を使用してゐるか？

2、この地區の水道は何處から引いて來てゐるか？ 濾過、消毒は完全に行はれてゐるか？ 水源を清淨に保つために如何なる方法が講ぜられてゐるか？

3、井戸水は、この地區で如何程使用されてゐるか？ その井戸水は定期に検査されてゐるか？

4、この地區では未だ河水を使用してゐるか？ それに對して如何なる對策が講ぜられてゐるか？

5、この地區の下水は完備してゐるか？

6、塵芥はどの様に處理されてゐるか？ 誰が、如何なる方法で、どれ程の期間を置いて處理するのか？

7、便所は水洗式か？ 改良便所か？ 尿尿は如何に處理されてゐるか？

8、街路の清掃は行はれてゐるか？

ト、保健教育に關する事項

各人を健康にし、この地區を明るくするためには、疾病の豫防手當がなされなければならないが、それに加へて、保健衛生思想が普及しなければ充分な効果は擧がらないのである。この點に就ては道府縣の衛生課は勿論市町村に於ても盡力してゐるが、これも亦、保健婦の大きな任務の一である。

1、この問題に就て、如何なる團體が中心となつて活動をしてゐるか？ 衛生組合、衛生婦人會等は如何なる活動をし

てゐるか？

- 2、小學校では如何なる方法で兒童に衛生思想の普及を圖つてゐるか。
- 3、衛生教育のための資料が刊行されてゐるか？ 衛生思想普及のためのパンフレットが一般に配布されてゐるか？
それらは、その地區の生活に即して編輯せられてゐるか？

資料蒐集の方法

資料の蒐集に當つては、社會保健婦が知れるだけのあらゆる方法で爲さるべきであるがそれ等種々な方法の中、此處では、實地調査に依るものと、既に取纏められてある諸資料を此の目的のために利用する方法に就て、極く簡単に説明することゝしよう。

一、社會調査

社會調査の方法としては、全體調査、部分調査、個別調査等が擧げられるのであるが、この三方法に就て極く簡単に説明し、保健婦が必要に應じて行ふには、どの方法が最も便宜であるかを研究することゝする。

1、全體調査

この方法は、社會的集團の特定の事實を數量的に把握しようとするので、我國の職業別人口を知らうとする様な場合に用ひられるので、この場合には、我國の全人口に就いて調査せられるので、最も正確な事實を知ることが出来るが、その結果を正確にするためには、此處に云ふ職業はどんな内容を持つたものかを明らかにすると共に、調査事項を出来るだけ簡單にして誰でも誤なく容易に回答出来る様にし、被調査者の不利益になる事項には条件を附し、技術的に調査出来ないことの無い様充分注意する等の制約を受けなければならず、調査の内容が複雑であつたりすれば、この方法では目的を達

せず、又、この方法を實施するには、多大の時間と調査員と費用を必要とするので、そう容易には調査出来ぬのであつて社會保健婦がその本務の餘暇に行ふには不適當と見られるのである。

ロ、部分調査

ではもつと簡単に、しかももつと複雑な項目に就て大量觀察法に極く近い結果を求める方法はないか？ その方法として取上げられたのが、この部分調査であつて、この方法としては、全體の傾向を代表し、全體の縮圖と見られる様な部分を選択して、その部分に就き調査し、その結果によつて全體を推測せんとするのであつて、この方法に依れば調査員も時間も費用も比較的僅少で出来るのであるが、唯この方法で問題となるのは、部分調査の結果が全體調査の結果に近似してゐるか？ であつて、近似させるためには、その部分を如何に選定すればよいか、が問題となつて來るのである。

では部分選擇のためには通常どんな方法が用ひられてゐるか。

- 1、消極的にその部分が特に全體の縮圖でないと考へる理由もないからとて、ある特定部分を調査対象とする場合。これを極く大まかな部分決定方法で、若しその部分が全體の一傾向しか代表してゐないと見られる場合には、他に全體の他の傾向を代表すると考へられる部分を選定して、その二つに就て調査する必要があるのである。
- 2、1、と同じ様な考へ方で、どの單位を採つても相當多數を採れば、全體の傾向と近似の結果が得られるとする場合。例へば小學生の健康状態を調査するに、個々の条件を考慮せず全小學生の中から一定の頭文字を持つた者を抽出し、その者だけに就て調査し、その結果を以て全體を推測するものであつて、經驗上からは比較的全體に近似した結果が得られるが、調査範囲を限定することが出來ず費用の點でも餘り經濟的ではない。(抽出調査)

- 3、全體の傾向が大略判明し、それに就て更に詳細に調査する場合に用ひられる方法で、生計費調査の場合、先づ或る標準が示されて、所得も、家族構成もその標準に合致する家族を選定して、それ等典型的な家族のみに就て調査するの

である。この場合、各單位が既に一定の標準に合致してゐるのであるから、その部分も比較的小範圍に限定することが出来る。(標本調査)

4、集團を數量的に把握すると云ふよりは、その集團の性質を明らかにしようとする場合。例へば、學童に就て或る特定の状態を知らうとして、その日常接してゐる受持兒童のみを對象として調査する場合であつて、調査者と被調査者の間に充分の理解があり、調査者の詳細な質問に應じて充分な回答が出来る様な特別な場合に行ひ得る方法である。

以上、何れも一長一短あるが、調査項目に依つては、社會保健婦にも調査し得られる方法である。

ハ、個別調査

前のロの4と類似の方法であるが、これは、ケース・ウォークに於ける方法と同様で、この場合には、調査對象となつた個人を個人としてでなく集團の構成單位としてみるのであつて、その構成單位を極く詳細に調査研究することによつてその集團の性質を明らかにするものである。これは大量觀察法を補足する方法として考へられるもので、記述的方法に依る。(尙この方法に就ては後述のケース・レコードの項を参照せられたい)

以上で社會調査の種類を極く簡単に列擧したのであるが、この中で、社會保健婦として實施するに最も便宜であるのは個別調査であり、この方法に就いては尙記述しなければならぬ點が多いのであるが、それは別の機會に譲ることとし、此處では、ケース・レコードの項に依つて補足する程度に止めて置く。

1、尙順序として調査方法に就て略述することにする。調査方法に就ては數多の専門書が刊行されてゐるから、それ等によつて詳細を知つて頂くこととし、此處には、唯、調査は如何にして行はれてゐるかを知らる程度に止めて置くこととする。

調査の準備 こゝで問題にするのは數量的な調査に就てであるが、その調査を爲すにはどんな準備が必要かと云ふに、

(イ) 調査目的並に項目の決定、(ロ) 調査對象の決定、(ハ) 調査に關し各方面との連絡、(ニ) 調査員の訓練、(ホ) 被調査者の理解促進、等が擧げられる。まづ調査を計畫したならば、何の爲に調査するのか? を決定しなければならぬ。その目的が確立せぬ内に調査準備に掛けることは出来ないで、充分案を練り、いよ／＼これでよいとなつたならば、この調査を行ふには前述のどの方法が適當してゐるか? 抽出調査がよいか標本調査がよいか等に就て充分考慮をしてから、次にその目的に副ふ様に調査對象を決定しなければならぬ。

この調査方法と調査對象を参照し乍ら調査票の作製に掛る。調査票は調査の目的を被調査者に理解せしめ、調査者の質問に對して明答を得られる様相當苦心が必要である。調査票に記載せられる項目に就ても、疑問のない様充分に注意しなければならぬ。又一見調査出来る様に考へられるが實地調査の出来ない項目などよくあるからこの點も研究を重ねられたい。

いよ／＼調査にかゝるのであるが、その前に、この調査に關係のある方面委員とか、女子青年團とか、警察署とかとも充分連絡をとつて、出来るだけ協力願へる様にしなければならぬ。次に調査者の訓練であるが、調査者が調査起案者一人の場合は問題ではないが、數名の調査員があるときは、充分の打合せを行つて同一調査に同一の結果が得られる様に準備をし、調査者が未経験者の場合は、被調査者を訪問し被調査者と應接する要領等も互に練習して置く必要がある。最後に被調査者の理解促進方法であるが、調査の結果を正確なものにするためには、被調査者が素直に調査に應じ得られる様に豫め懇談會をやるなり、ポスターを貼るなり、趣意書を各戸に配布するなり適當な方法で宣傳して置く必要がある。

實地調査 いよ／＼調査が始まるのであるが、他の方法は先づ措いて、戸別訪問の場合を述べらば、何よりも先に相手が氣安く話に入れる様な雰囲気を作らなければならぬ。相手がその雰囲気に入れば一々質問せずとも必要な項目は

大低話に出て来るのであつて調査票の初から終まで重箱の隅をつゝく様な感じを與へる様な質問方法は、かへつて眞實を調査票に掲げることが困難となるであらう。調査の時間であるが、出稼に行つて晝間不在の家もあれば、一寸した買物に行かけた留守に訪問することもあるが、都會では大體午前十時頃から午後三時頃まで主婦が臺所の雑務から離れた頭を指して行くのが好いと云はれてゐる。(個々については経験によるの外なし)一應記入が終つたならば直ちに調査者自ら檢表して記入洩れがないかを調べ、完全な票は集計擔當者に廻すこととする。

集計・整理 集計に當つては、先づ調査票を地域別に或は調査時期に分類し、更に年齢、體性、收入等によつて適宜分類して、その調査にあらはれた數字がどんな意味を持つてゐるかが明らかになる様苦心して集計表を作成し、その集計表に調査票の數字がうつし記され整理せられたものに對し、各表の關係等を考慮して一般にも理解し得られる様に簡単な説明を附す。これで一先づ調査は終了したのである。

二、文獻、諸統計類の利用

以上の様な社會調査の方法は、餘裕の少ない社會保健婦には仲々實行困難であり、常時調査を行ふことは出來ない。そこで、ある點までは既刊の資料を活用して、社會保健婦に必要な部分を利用して、社會保健婦事業の進展に役立たせることが考へられるのである。他の目的のために作られた資料を利用するに當つて注意しなければならないのは、その資料に如何なる目的で何時如何なる人によつて作成せられたのか？そしてそれは利用の價値ある信用あるものであるか？に就て一應知らねばならぬのである。調査を行つた場合には、その調査の利用せられる場合を考慮して、調査目的、調査期間、調査項目、調査方法、調査擔當者を明らかにし、更に調査票を附してあれば尙一層完全なものとなるであらう。尙統計の利用方法に就ては、夫々統計學に關する専門書に依つて充分研究する必要があるであらう。

次に既刊の統計資料其他に就て一應述ぶるべきであるが、紙面の都合で省略し、此處には社會保健婦が比較的利用し易

い官廳統計の二三を列擧するに止めよう。内閣統計局から定期に刊行せられてゐる統計中社會保健婦事業の参考となるものを擧げるならば、

日本帝國統計年鑑(明治十五年初刊、年一回刊行、各種社會統計資料と自然現象に關する統計を輯録す。これを摘録したのが日本帝國統計摘要である)

日本帝國人口靜態統計(明治三十一年初刊、以後五年毎に一回刊行、大正七年末のものを以て終刊、以後は「國勢調査報告」として刊行せらる)

日本帝國人口動態統計(明治三十五年初刊、年一回刊行、婚姻、離婚、出生、死亡に關する統計を輯録す)

日本帝國死因統計(明治四十二年初刊、年一回刊行、前書中の死因に關する統計のみを別箇に刊行したものである)

その他、日本帝國人口動態統計記述編、日本帝國人口動態統計摘要、列國國勢要覽、勞働統計要覽、國際統計摘要等がある。

又、厚生省其他からも定期或は隨時にその所管事項に關係ある諸統計が發表せられ、又、地方官廳からも、主要都市からも諸統計類が刊行せられてゐる。それらに就ては、昭和八年以前のものに就ては、高野岩三郎氏が「本邦社會統計資料解説」(改造社版經濟學全集第五十二卷所収)の中で詳細に解説して居られるからそれを参考せられたい。

第四章 訪問指導の準備 (その二)

—各種記録の必要とその方法—

訪問又は面接の際の取扱事例の記録を作る目的 取扱事例記録の一般的内容 調査と事實の蒐集に當つての注意 取扱事例記録記述に當つての注意 取扱事例の分析並に評價 家庭調査票 訪問票 相談指導票 索引 統計 (統計的報告を作る目的・日報票・月報票)

訪問又は相談に當つては、訪問票、相談票等を用ひて、夫々詳細な記録を作り、特に社會的保護治療を必要とする様な困難な事例の場合は、家庭調査票を用ひて更に精密な調査をしなければならぬ。

而して、此等調査票の取扱いを便ならしむる爲めには、新しく進行中のものと、一旦取扱いを停止して更に再開するものとは區別し、(又は地區別分類、取扱種別分類等も考へられる。)夫々索引の爲めのカードをも備へる必要があらう。

又此等とは別に毎日の勤務状態を纏めた日誌をも作製しなければならぬ。且つ、最後に、以上の總てを、日計表、月計表、年計表として統計的に表現しなければならぬ。

以下、此等の作製を必要とする理由と、その作製要領の概略を示すこととする。

訪問又は面接の際の取扱事例の記録を作る目的

ケース・レコードは社會保健婦の記憶を新たならしむる爲めに必要である、特にケースが數週、數ヶ月、數年の長期に渉る場合には、且つレコードのない場合は、保健婦の轉任交替等に際して、機能の點からも途方もない浪費となるばかりでなく、治療をも不必要に妨げる。レコードがある時は、擔當の保健婦が病氣であるとか、又は凡ゆる豫期出来ない困難をも排除して取扱いを續行しなければならぬとかいふ様な急務の際にも非常な効果を發揮する。

ケース・レコードは時空の間隙を繋ぎ合せるいはゞ橋の様なものである。例へば、一度閉ぢられたケースが再開される場合にも、ケース・レコードは、遲滞なく満足すべき取扱いを爲すに必要な根本的情報を提供してくれる。又、治療が一地方から他へ移動する場合にも、或ひは一施設から他の施設へ取扱いを委ねる場合にも、ケース・レコードの媒介によつて適切な取扱いが助長される。

これを一言にいへば、ケース・レコードは、

第一に、取扱いを容易ならしめ、擔當區域の人達に最も便利に且つ繼續的に奉仕する爲に必要である。

しかし、この第一目的の他に、ケース・レコードは、次の如き副次的目的を有してゐる。

第二、保健婦又は保健婦志望者の訓練の爲に。

第三、保健婦事業の評価と事業計畫の参考に資する爲に。

第四、保健婦事業の内容を明瞭ならしめ、社會集團の教育をなす爲に。

第五、社會問題の所在とその対策を理解せしめ且つその防止の爲の社會的進行計畫の不動の基礎を確立せしむべき研究調査資料を提供して社會的福祉に貢献する爲に。

而して、ケース・レコードの一般的内容は次の如きものである。しかし、常に次の如き事項の總てを記述せねばならぬとは限らないので、保健婦は臨機應變に必要と考へられるだけを使用し、又時には、次の事項以外のことをも捕へて來て記述する必要がある。

取扱事例記録の一般的内容

(經歷上の事實の羅列ではあるが、長期に亘るものを調査してみると、中心人物の心理状態、外的態度の相關係が判り、従つて彼の個人的社會的『崩壊』の原因を見出すことも出来る。)

カード番號

記録年月日

記録者

(一) 一般的記録

- 1、対象(個人又は全家族人員、同居人を含めて)の姓名
- 2、生年月日、生地
- 3、死去(せる者あらば)の年月日及場所
- 4、配偶關係(獨身、結婚、遺棄、離婚、別居、内縁關係等)
- 5、現住所(來住年月、若し後日轉居の場合は新住所とその日附々加のこと)
- 6、前住所

7、本籍

8、職業

9、宗教

10、附託者(対象個人又は家族を附託せる個人或は施設の名稱)

11、附託の理由(相談又は訪問指導を必要とする理由——疾病ならば、現在の診斷、取扱のなさるべき場所、時間、形式、食事、醫療等々につき社會保健婦の認むる點を要約記入のこと)

12、通告者(対象個人、又は家族に關する情報を蒐集する爲面接したる者の姓名を列記し、彼らと対象との關係、實際の期間、又彼らの智的水準及その通告の信憑するに足るや否やを知るに參考となるべき彼らの言説等を附記する。又此等の言説の出所を明かにする必要ある場合は、特に通告者の姓名を欄外に記入し以て疑惑の餘地ならしむ。)

(二) 家族に關する記録 (姓名その他大體前項1より9までに記入せると同じ方法による)

1、父 側——祖父母、伯叔父母、父

2、母 側——祖父母、伯叔父母、母

3、兄弟姉妹

此等の各項は対象者が兒童として、又成人としての經驗の背景をなせる個人の文化的背景、即ち、健康、教育、宗教、職業、收入、趣味、相互間の親疎等の描寫が、彼の現在の問題の動因となれる遺傳的事實に關する認識のためのみならず、個人についての後天的な影響、従つて彼の成育期に最も多く彼と交渉のあつた人々や、又は彼の家族に屬する凡ての者の理想、偏見等、又は彼らの対象者及彼の問題に對する態度及之等に對して如何に處して來たかといふこと等も、總て対象者を理解するに有用であるといふ點から必要なのである。兩親の態度及家族的背景等を理解することは彼らの子供

の取扱ひを最も効果的ならしむるものであるが故に故に特に重要である。故に両親の子女に對する態度は如何、專制的か、無關心か、感情的か、峻烈か、愛着的か、溺愛的か、子女の内誰かよ父母又は親戚の誰かに似てゐるか等を記入する。

對象者の兄弟姉妹を列記するに當つては、生年月日の順になすのであるが、此表には死産流産又は墮胎（等あらば）も記入し又對象者自身をも含めるがよい。何となれば彼の家族内における地位が一見して判明するからである。又對象者は他の子女に比して如何なる特質があるか、體質的に智能的に優れてゐるか劣つてゐるか、之等の差異に對する對象者の態度如何。他の子女の態度、アルコール中毒、結核性疾患、癲癇、痙攣、性病、藥品中毒、腎臟疾患、精神病、變質、激怒性、自殺者、社會事業施設收容者の有無等又他行者につきても一通り記入する。

4、家庭生活（對象者が兒童なる場合は、家庭生活の歴史的記録を此項において充分なすこと。）即ち近隣地區の状態——社會的施設、社寺、娛樂設備、人口、地理、工場地帯、住宅地帯、農場等の別、風習、階級的軋轢の有無等——、住居の概況——室數、若し寢室があればその状態、間取、家賃、通風、採光、清潔、整頓、電燈數——家族員相互間の關係、家庭の雰囲気、宗教的文化的水準、理想、父母間の不和、婢僕に關する事項、他行者兄弟姉妹の經歷。

(三) 對象者自身の經歷

A、發育

1、出産前——對象者の出産に對する両親の態度を知ることにより、彼の生後の取扱法をよりよく理解することが出来る。彼の出産は希望されたか、墮胎が試みられしなかつたか、妊娠中における母の肉體的精神的状態は如何、心配し過ぎはしなかつたか、恐怖心はなかつたか、非常なる感情的興奮をなさしめるが如き事件は發生しなかつたか、受胎時又は妊娠中に酒精飲料又は他の劇薬類の服用はなかつたか、この懷妊は特に他のそれより異つた意義又は性質があると

母に思はるゝ理由があつたか等。

2、乳幼児期——生年月日、早産か熟産か、出産時において何か異常な事又は障害はなかつたか、體重、母乳榮養か人工榮養か、よく泣いたか朗らかな子であつたか（この期に於て當人の肉體的及精神的構成の根柢が確立されるのであるから最も慎重に調査すること）發牙期、歩行開始期、言語發育期、離乳期及離乳に對する特異的現象、この期に構成された榮養、休息等の習慣に關する記述。

本人は如何なる家庭的教養を受けたか、如何なる行爲上の問題を起したか、此等の問題を両親は如何に處置したか、即ち特に興味を感ずること、又は特に喜んだこと、物に對する好惡、狂怒等に關することを記述すること。

3、健康——出生以來の健康に關する記述、本人及び家族員の之等に對する態度。

4、學歷——成績等に關しても記述すること。

5、習癖——夜尿、性に關するもの、吃音、不眠、食事に關するもの、仕事に關するもの、遊戯その他に關するもの等々。

6、職業經歷——就職及離職の事情、賃金その他の収入源、その用途、又若しあれば借金等。

7、交友及趣味

8、結婚生活と現在の家庭の状態——結婚前後の事情、相手（妻又は夫）に關する記述、夫婦間の年齢差、共通の考へ方又は反對の考へ方を持つてゐるか否か、性的不調整の有無とその結果、夫婦生活の満足と不満足等。

9、性格及行爲——缺點のみに止めてはならない、何となれば長所こそ治療には効果のあるものであるから。

10、兵役關係——兵種、期間、その間の事情等。

11、賞罰——詳述のこと。

(四) 保健婦の個人的印象——治療法を講ずるに参考となるべき事項。

(五) 取扱の経過——取扱の閉止に到る迄に爲された醫療的社會的諸問題の發見とこれに對する醫療的社會的諸計畫の各段階を摘要的に年代的に日附と共に記すべきである。醫療的社會的環境變化のために社會的計畫とその取扱に變更を必要とする場合には、そのことを日附と共に記す。(この際日附と共に忘れずに記入すべきは、情報、問題等を如何にして得たかといふこと及び記入せる社會保健婦名を洩さないといふことである。)

調査と事實の蒐集に當つての注意

頭の中にはチャンと尋ねる事柄を持つてゐても、使ふ言葉は適當に變へるべきである。ノートは相手に調べられてゐるような印象を與へすぐ硬くなつてしまふし、自分の言葉が不利な結果を來しはしないかといふ警戒心を起させ、又不必要な甚だ面白くない疑念をさへ抱かせることにもなつて、實際のよい調査を妨げるので普通とらないが、確かに相手に嫌な思ひをさせない事が判つてゐる場合はとつても差支へない。どうかすると他のケースとの混同を防ぐために數字だの姓名だのを書きつけておかなければならない事がある。そして歸つてから早速所定の用紙に記入するのであるが、尋ね忘れた所とか、一度訊いても記憶の薄れた所等は、その次の訪問の際に確めるようにするのである。

調査には只當面の相手方でなく、その家族の者からも出来るだけ證據になる事實を獲るようにしなければならぬ。姻戚關係の者は往々にして被救済者に對して或る偏見を持つてゐる場合が多いから餘り當てにはならない。

教師、僧侶、雇主、醫師等は、複雑な事情を理解出来るような鍵を持つてゐるものである。しかし、何といつても最も肝要なのは、調査者自身の「人」を観る力で、いろ／＼な人の報告やその他の事實も結局調査者自身の判断によつて價値を生ずるものである。噂だとか他人から聞いたなどいふことは信用しないがよい。自分の思ふような答へをさせようとし

て、或種の質問を作つて尋ねたりすることはいけない。例へば、「君は昨日氣分が悪かつたね、さうだらう」といふような質問は「悪かつたです。」といふ答へを豫期したものと思はれても仕方がない。それよりは君は「昨日氣分が悪かつたか、よかつたか」といふ全く中立的な質問が公正であらう。

獨斷を避けること、調査者は往々簡単に「誰某が肺結核に罹つてゐる」と結論し、自分の意見を加へて報告する危険を冒したりする事があるが、醫者でない者が、こんなことをするのは全く間違ひで、寧ろ「誰某は恰も肺結核に罹つてゐるような様子がある」とか「誰某は肺結核にかゝつてゐると訴へてゐる」と記しておくのが安全である。

取扱事例記述に當つての注意

一、ケース・レコードの記述に當つては、それは讀んで参考にするために書かれるのであつて、劇的又は文學的效果を表現するために書かれるのではないといふことを心に深く銘記せねばならない。従つてそれは、單純直載であり、明白簡潔であり、的確でなければならぬ。

二、レコードはその擔當保健婦の行動を辯護するために書かれてはならない。従つて、自分が如何に忙しかつたかといふ様なコマゴマしたことは除外さるべきである。

三、右の二點とは多少異なる種類の事であるが、被保護者の關係者「肉親、縁者、教師、友人、隣人、雇主等」との訪問に際しては彼らの被保護者に對する關係、氏名等々の外彼らからの情報のみならず、彼らの被保護者に對する態度「兩者間の關係の性質、又は親密度等」をも必ず書き洩してはならない。

四、取扱上文書の往復等を爲せる場合はその複寫、他の施設へ移す場合はその手続き等をも記録されねばならない。

取扱事例の分析並に評價

三八

- 一、記録と共に保健婦は、如何にして、如何なる理由のために問題が発生したかといふその原因を突きとめると共に、
- 二、そのケースに就き醫療的社會的研究と取扱ひが如何になされて來たか、或ひは爲されなかつたかといふ理由を明かにし、
- 三、その上で始めて、そのケースに關して自己の取るべき處置を決定するのであるが、普通原因が一つだけであるといふような事はなく、大抵數ヶの原因が伏在してゐるものであるから、唯一つの決定的原因だけで満足することなく猶研究を續けて他の原因がないかを見極めねばならない。而してこの場合、個人的感情に囚はれて解決するような事を避くべきで若し可能ならば自己の同僚、醫師、方面委員等の協力を得て、適切妥當な『社會診斷』を下し、處置計畫を作製すべく努力することは望ましいことである。
- 四、かくて一定の處置計畫の遂行と共に、刻々その結果を観察し、成功不成功の理由を明かにし、必要ならば隨時前記の如き協力者の援助と評價とを願ひ、ケースを終局にまで導かねばならない。

家庭調査票

取扱事例記録をとるに當つては、例へば、次の如き調査表を用ふる。例一は東京市保健館、例二及三は中央社會事業協會指定村の使用せるもの。例三は訪問票を兼ねてゐるが他はさうでない。しかし、訪問票を兼ねてゐるものもさうでないものも、取扱ひ經過の詳細な記録は、普通の白紙又は罫紙（或ひは特に作つてもよい）を用ひて、記す必要がある。尙、調査表の作製は、必ずしもこの例のような形式に従ふ必要はなく、餘りに詳細繁雜なものであるよりは寧ろ却つて

簡單なものの方がよい。でない、その形式に拘泥はつて、實質的な臨機應變に富んだよき調査を阻げることになる。しかし、その胸の中には、前記のような詳しい調査要目を疊みこんで、たへずそれを吟味し乍ら調査を續けるがよい。

又、東京市保健館の例は、この中に、特定家族に關する一切のカードを挿みこみ、この調査票とその内容カードによつて一定家族の保健その他に關して細大洩さず判り得るようになつてゐる。

例1の第3頁

住居状況	環境ノ衛生状態・良・中・不良
	自家・借家(月圓)・間借(月圓)・船,階建,長屋,地代(圓)
	室數(室)疊數(疊)家族數(人)一人當疊數(疊)臺所 専,共,浴室
	日當リ・良,中,不良換氣良,中,不良清潔度・良,中,不良整頓良,中,不良乾・濕・
經濟狀況	家族ノ生活程度(方面カード種別=依ル)上中下 町會費(圓 錢)
	世帯主收入
	其他ノ收入
	毎月ノ平均收入 毎月ノ平均支出
其他	家族ノ融和状態
	其他社會事業機關トノ關係
	家族員ノ健康生活態度
備考	

例1の第2頁

家族番號	初相談日	年	月	日			
	初訪問日	年	月	日			
世帯主	本籍						
	職業						
	健保						
住所							
家族狀況	姓名	世帯主トノ續柄	出生年月日	出生地	出京年月	教育程度	健康状態其他
近親者	健康状態(結核,癌,癩,精神病)						
同居人	健康状態(人數)						

例2の第3頁

姓 名	登録日	事例ノ類	休止日	休 止 由	訪 問 數	相 談 數
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

備 考

例2の第2頁

生 活 状 況	住居	種別(二階・平屋・棟割)自家,借家,間借 間數 疊數 家族數 人 ^{二室三付} / _{一室二付} 人量																
	附近ノ衛生状態	採光(良否)	換氣(良否)	土地(乾濕)	清潔	整頓	敷金	税金	地代									
	特ニ悪キ理由																	
	収入	主業	副業	家族	公ノ救助	私人救助	其ノ他	計										
	支出	生計費	租税公課	小作料	職業經營費	醫藥費	家賃雜費	計										
	資産	不動産	預金	保險	其ノ他	計	負債	産業組合	銀行	個人	其ノ他	計						
	職業	自作反別	小作反別	計	主要産物	米	麥	粟	甘藷	煙草	漁種	副業	養蠶	養豚	養鶏	竹工	蔬菜	漁業
	收差支額	收支過不足 餘 剩																
	家族相互ノ關係																	
	家族ノ社會的關係																	
他ノ社會事業トノ關係																		
健康ニ對スル家族ノ習慣																		

訪 問 票

訪問票作製記録の目的は、訪問月日と訪問時の要領を記入して、これにより社会保健婦は、訪問区域内の訪問事例の概略を知り、取扱の適正を得るに便ならしめることにある。

内容は主として次に掲げる例一（東京市保健館）及び例二（大阪市立育児相談所）の如きもので、姓名、住所、登録月日、家族番號を表面に、裏面に來所又は訪問月日と要領を記入するのであるが、これらは、カード函に納めて、町名別部落別又は新たに訪問したもの、訪問繼續中のもの、訪問を停止したもの、一度以上停止して又始めたもの等の別によつて整理し、事例の種類によりカードの端に色紙を付けて區別すれば、票の取扱ひに便利であらう。又、要訪問票を訪問豫定の日附によつて分類するとか、用件を記入したメモをそれに添付することも効果ある方法であらう。

又、訪問票を更に詳細なものにして、報告票を兼ねしめ、例三（東京市保健館の例）の如くすることも一方法であるが、この場合には、記入が機械的に流れないよう充分に注意することが肝要である。

（注意——例一の場合の『NO……』とあるは、家族番號を記入する場所で、この家族番號は、當該家族に関する票一切に共通のもので、票整理の手がかりとして重要な役割を果すものである。）

訪問票色わけの例（東京市保健館）

- 赤色 小兒事例
- 桃色 妊婦事例
- 黄色 學童事例
- 緑色 結核患者事例
- 青色 成人事例
- 空色 職業病相談者
- 橙色 トラホーム患者
- 褐色 傳染病患者
- 淡紫色 花柳病患者
- 濃青色 精神衛生相談者

〔例一〕 表

No. _____ 男女

訪 問 票

姓名 _____ 生年月日 _____

住 所	年 月 日
1	
2	
3	
4	
5	
6	
世帯主名	地圖
世帯主妻ノ名	
職 業	

〔例一〕 裏

姓名 _____

年 月 日	備 考	訪問者	年 月 日	備 考	署 名

〔例三〕 表

保健館 結核訪問カード
健康相談所 家族番號

氏名 _____ 住所 町 丁目 番地 號 方

訪問月日																				
患者指示事項	換氣																			
	讀書																			
	面會																			
	談話																			
	安靜																			
	運動																			
	家事手傳																			
	就業																			
	入浴																			
	清潔																			
家族指示事項	日光浴																			
	豫防																			
	食餌																			
	慰安																			
	監督																			
	消毒																			
	食器																			
痰具																				
痰壺																				
室內																				
家族健康狀態																				
備考																				

〔例二〕 表

第一號紙

大阪市立 育兒相談所

生年月日

訪問カード

(歲)

住所	1	姓			
	2	名			
	3	職業			
訪問月日	摘要	訪問者	訪問月日	摘要	訪問者

〔例二〕 裏 (略)

訪問カード二號紙

姓名

年月日	摘要	訪問者	年月日	摘要	訪問者

〔例三〕 表

訪問月日													
報 告 事 項	在宅												
	外出												
	食慾												
	睡眠												
	便秘												
	羸瘦												
	盗汗												
	咳嗽												
	咯痰												
	咯血												
	疼痛												
	呼吸困難												
	發熱												
	月經												
一般状態													
看護人													
備													
考													
訪保	問婦												

相談指導票

相談票は、相談相手の過去及び現在の健康状態、醫師の診断、指示事項等を記入し、相談の結果を効果的ならしめんとするものであるが、これは、厳密にいへば醫者の用ふる診察票をも兼ねたものである。しかし、ここでは、保健婦自身がそれを直接用ふることはないので、便宜上カルテについては述べないで、特定の相談票の様式についてもいふことなく、前記の事項に就ては家庭調査票の簡便なものに兼ねしめ、相談票取扱上の注意について一言するに止めたい。

尙、参考のため、比較的社會保健婦が使用する部分の多い小兒及び母性に關するものを一、三次に掲げる。(例一)は大阪乳幼兒保護協會のものであるが、それは、調査票、訪問票をも兼ねてゐて、便利なものである。(例四)東京市方面館の受託兒童票は言葉の意味では訪問に使用するものではないが、参考になるものである。

例1の第2頁

家	氏名	職業(勤務時間) (屋内外)	年齢	教育程度	結婚後 年数	在阪年数	健否		
	父								
	母								
	保護者								
	一收 ヶ月入	父	母	其他	合計	生活程度			
	庭	家族	数	職業	健否	同居時間			
		大人	計						
		同居	大人	計					
	遺	父	既往症			父系	母系		
			結核	梅毒	酒	其他	祖父 歳	祖母 歳	
母		結核	梅毒	酒	其他	祖母 歳	祖父 歳		
同胞 (人中第 子)		出生 順別	熟早流期	現在 死亡	年齢	健康状態 死亡原因	乳兒 期養	妊娠當時 母ノ職業	分娩前後 休業日数
		I							
		II							
		III							
		IV							
V									
傳		備考							
	妊娠中母ノ健康状態	妊娠中母ノ職業	勤務時間	分娩前後ノ休業日数					
	出生 早産(ヶ月) 熟産	産ノ難 易	假死ノ 有無	双生 形	出生時 體重	産科醫 産婆			
既 往	種痘	麻疹經過	百日咳	經過					
	其他								

例1の第1頁

年 月 日 生	姓名	出生地	原籍	現住所	相 談 録											
						公私	生別									
						昭和 相談打切 年	昭和 相談開始 年									
						月	月									
日	日															
訪 問 日	1	2	3	4		5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
來 所 日																

例1の第4頁

診 査 事 項			
體 格	大 中 小	體 溫	頭 周 額 門 胸 圍 身 長 體 重
樂 癢	上 中 下	呼 吸	
頭 部		脈 膊	
	眼	耳 鼻	
	耳 耳漏		
口 腔	地圖様舌	コブリック	安魏那 扁桃腺肥大 義 膜
	齒 列	齒根着色	
頸 部	頸腺腫脹	肺 列	心 臟
胸 部	肋 肩	肝 臟	脾 臟
腹 部		ヘルニア	陰囊水腫
腰 部			
四 肢			
皮 膚			
骨系統			尿 便
反 射			
精神智能			
其 他		指 示 事 項	
病 名			

例1の第3頁

榮 養 法 (既往及現在)	哺 乳	量(多中少)	授乳時	不規則	正 時	每 時					
							母 乳 人 乳 牛 乳 ミルク 其 他				
離 乳	乳	母乳廢止理由		何倍稀釋ヨリ							
		方法ヲ誰ヨリ 習ヒシヤ	現在ハ如何								
食 餌	備 考	生後	ケ月ヨリ	榮養方法	落 臍						
		現在		種類 回数	笑						
住 居	社 會 的 保 護	間 數		疊 數	家 賃	換氣日光	土地	下水	上水	臺所	便所
		表裏路 地	平二棟 階 階 階 階 上 下				良 否 良 否	乾 濕	良 否	專 共	專 共
		保建所ヲ利用セシコト アリヤ									
		其他ノ施設ヲ利用セシ コトアリヤ									
		現在何等カノ保護ヲ加 フルノ必要アリヤアリ トセバソノ種類及程度									
		備	考								

小兒衛生部

(小兒健康相談票)

受付番號 第 號 昭和 年 月 日 家族番號 第 號

姓名 (男・女) 年齡 年 月 日 (昭和 年 月 日生)

住所

保護者 職業 小兒トノ續柄()

相談事項	1. 健康診断 2. 栄養法 3. 發育成長 4. 經過	
家族關係	父 健、否、 死亡(病名) 既往疾患 結核 梅毒 淋疾 脚氣 教育 嗜好 酒(多、中、少) 煙草 結婚年齡 小兒出生時ノ年齡	母 健、否、 死亡(病名) 既往疾患 分婭回数 (流産 回) (早産 回) 乳腺疾患 脚氣 結核 梅毒 教育 嗜好 性格 趣味 結婚年齡 小兒分婭時ノ年齡
父ノ同胞	健、否、 死亡(病名)	母ノ同胞 健、否、 死亡(病名)
婚姻狀態	正婚、内縁、別居、死別、不詳 初婚年齡 父 母 第一子出生年齡 父 母 結婚回数 父 母	血族結婚
同胞	性 別 1 2 3	現在年齡 (又ハ死亡年齡) 熟早流産別 (月 數) 乳兒期 營養法 健康狀態(既往疾患ヲ含ム)又ハ死亡原因
其他小兒トノ關係	性 別 1 2	小兒トノ關係 繼父母、親(族、隣人同) 居人、其他 小兒ト接 觸アリシ 期間 小兒ニ影響ヲ與ヘタリト思ヘル 主ナル事項 (疾病、精神異常、特殊職業) 保健狀況等
出生	公 庶 私 妊娠當時母ノ職業 妊娠中ノ母ノ狀態 身體的 精神的 分婭場所 自宅、産婆宅、病院、産院 分婭介補 無、産婆、醫師 分婭 熟、早(月) 易、難、鉗子、開腹、假死 産 産褥熱(罹、否)	分婭前後ノ休養日數 前 日後 日 産婆醫師 (住所氏名) 産褥熱(罹、否)
妊娠分婭ニ對スル母親ノ豫備智識程度、		

相談回数(年月日)	第 回(年 月 日)	第 回(年 月 日)
相 談 事 項	保 育 者	
	母ノ状態	
	衣 服	
	發 育	
	食 餌	
	食 慾	
	便 通	
	機 嫌	
	尿 通	
	睡 眠	
	疾 病	
	病人ノ有無	
	經 濟	
	教 育	
	其 他	
指 示 事 項		